

2009年11月12日

(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の保険給付に関することに係るコンピュータ  
処理について（答申）

2009年10月29日付けで諮問（第411号）された介護保険の保険給付に  
関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条  
例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当である  
と認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う  
必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

2009年10月8日開催の藤沢市個人情報保護制度運営審議会におい  
て承認された「高額医療・高額介護合算療養費制度」に関して、2010年1  
月から高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給事務の運用を進めるに  
あたり、既存の介護保険事務処理システムに機能追加をする必要があり、従来  
の給付実績管理業務で取り扱う情報が追加されるため、コンピュータ処理につ  
いて諮問するものである。

### (2) コンピュータ処理の必要性について

現在介護保険課には、受給者台帳等を神奈川県国民健康保険団体連合会（以  
下「連合会」という。）に伝送するための「介護保険者伝送支援システム」が  
導入されており、既に連合会とデータを授受するための端末・回線が設置され  
ている。（2004年1月30日藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1

22号により承認済み。)

合算処理結果情報、自己負担額証明書情報を介護保険事務処理システムに取り込み、支給決定処理・証明書発行処理を行う。これらの複雑多岐にわたる情報は、暗号化され、本市と連合会との専用回線により送受信される。

これらの処理の対象者は14,000人超にのぼり、想定される計算事例は30通りにも及ぶ。この処理を正確かつ迅速に行うためにはコンピュータ処理が必要不可欠である。

なお、現在介護保険課で運用されている介護保険事務処理システムは1999年8月25日藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第68号にて承認されたものであり、安全対策についても当初と変更なく運用されている。このシステムの中に制度改正によって機能を追加するものである。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

- ①介護保険被保険者番号
- ②介護保険被保険者氏名
- ③介護保険被保険者性別
- ④申請者氏名
- ⑤申請者住所
- ⑥申請者電話番号
- ⑦申請者生年月日
- ⑧世帯所得区分
- ⑨介護保険資格加入期間
- ⑩振込先金融機関口座情報
- ⑪世帯医療介護自己負担額
- ⑫支給金額
- ⑬70歳以上合算按分率
- ⑭医療保険者名称
- ⑮医療保険者番号
- ⑯医療保険者証番号
- ⑰続柄(世帯主・擬制世帯主・世帯員)
- ⑱医療保険加入期間

(4) コンピュータ処理の内容

連合会との間で送受信される申請書情報・自己負担額証明情報・支給決定処理情報を処理するための登録・照会・保守機能及び取込・送付機能を追加する。

(5) 安全対策

ア 条例第16条(委託に伴う手続き)及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条(外部委託)の規定に基づいて連合会(受託者)に必要な

処置を義務づけ、実施状況の確認を行うことにより個人情報のための安全対策を確保する。

イ 神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険保険者事務共同処理業務規則第5条で秘密の厳守を規定しているほか、神奈川県国民健康保険団体連合会電子計算機処理データ保護管理規則によりデータの保護及び管理について定められている。

ウ 連合会と本市とは、専用回線により接続するが、ID・パスワードの設定及び情報の暗号化により安全性を確保する。

エ 日常的な安全対策として、介護保険事務処理システム端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより介護保険課担当職員以外の不正アクセスを防止するほか、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守する。

(6) 実施時期

2010年（平成22年）1月予定

処理周期 月次処理

(7) 提出資料

ア 資料1 コンピュータ処理をする個人情報

イ 資料2 システム構成図

ウ 資料3 処理フロー図

エ 資料4 神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理業務規則

神奈川県国民健康保険団体連合会電子計算機データ保護管理規則

オ 資料5 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

現在介護保険課には、受給者台帳等を連合会に伝送するための「介護保険者伝送支援システム」が導入されており、既に連合会とデータを授受するための端末・回線が設置されている。（2004年1月30日藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第122号により承認済み。）

合算処理結果情報、自己負担額証明書情報を介護保険事務処理システムに取り込み、支給決定処理・証明書発行処理を行う。これらの複雑多岐にわたる情報は、暗号化され、本市と連合会との専用回線により送受信される。

これらの処理の対象者は14,000人超にのぼり、想定される計算事例は30通りにも及ぶ。この処理を正確かつ迅速に行うためにはコンピュータ処理が必要不可欠である。

なお、現在介護保険課で運用されている介護保険事務処理システムは1999年8月25日藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第68号にて承認されたものであり、安全対策についても当初と変更なく運用されている。このシステムの中に制度改正によって機能を追加するものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

ア 条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定に基づいて連合会（受託者）に必要な処置を義務づけ、実施状況の確認を行うことにより個人情報のための安全対策を確保する。

イ 神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険保険者事務共同処理業務規則第5条で秘密の厳守を規定しているほか、神奈川県国民健康保険団体連合会電子計算機処理データ保護管理規則によりデータの保護及び管理について定められている。

ウ 連合会と本市とは、専用回線により接続するが、ID・パスワードの設定及び情報の暗号化により安全性を確保する。

エ 日常的な安全対策として、介護保険事務処理システム端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより介護保険課担当職員以外の不正アクセスを防止するほか、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上